



めぐみだより

病児病後児保育室「めぐみ」

第48号



受入れ基準が一部変更になりましたので、利用希望の際はご確認ください。

病児保育が利用できない症状・状況

*高熱が続いている・全身状態が消耗しているとき
*医師により病児保育の利用はできないと言われたとき
*感染性疾患の急性期 (麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎・咽頭結膜熱・流行性角結炎・インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症・感染性胃腸炎等の急性期で、他児に感染する恐れの高い時)
*嘔吐して食事ができないとき、下痢がひどく脱水症状がある(皮膚や唇の乾燥、涙がでない、ぐったりしているなど)
*咳がひどく呼吸困難(喘息発作を含む)

感染性疾患には利用基準があります。病児保育室の利用可能な病状を確認してください。

麻疹	解熱後3日が経過すれば利用可能 (解熱とは原則として解熱剤を使用せず、平熱であることとする)
風疹	発疹が消失すれば利用可能
水痘	すべての発疹が痂皮化すれば利用可能
流行性耳下腺炎	耳下腺などの腫脹出現後5日が経過すれば利用可能
咽頭結膜熱	主症状消失後2日が経過すれば利用可能
インフルエンザ	解熱し、登園可能日の前日から利用可能 (解熱とは原則として解熱剤を使用せず、平熱であることとする)
新型コロナウイルス感染症	解熱し、登園可能日の前日から利用可能 (解熱とは原則として解熱剤を使用せず、平熱であることとする)
流行性角結膜炎	医師から感染のおそれがないと認められれば利用可能
溶連菌感染症	抗菌薬の内服開始後から利用可能
感染性胃腸炎	嘔吐、頻回・多量の下痢がなく、水分・食事が摂取できれば利用可能
マイコプラズマ感染症	利用可能
RSウイルス感染症	利用可能
ヒトメタニューモウイルス感染症	利用可能
ヘルパンギーナ	利用可能
手足口病	利用可能
突発性発疹	利用可能
伝染性紅班(リンゴ病)	医師の診断により利用可能
伝染性軟属腫(みずいぼ)	医師の診断により利用可能
伝染性膿痂疹(とびひ)	医師の診断により利用可能
アタマジラミ症	医師の診断により利用可能

- * 感染性疾患は隔離室での保育となります。そのため、隔離室の空きがない場合はキャンセル待ちとなります。
- * 保育スタッフは全員マスクを着用し、保育を行っています。マスクを着用出来るお子さんは、ご協力お願いいたします。



不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。
 ・吉川市役所保育幼稚園課 (048-982-9528)
 ・病児病後児保育室「めぐみ」 (048-982-3381)